

ぎふしんローンカード規定

令和2年4月1日改定

1. 各種ローンカードの発行

各種カードローン契約書（当座貸越契約書）にもとづき発行するローンカード（以下、総称して「カード」といいます。）については、この規定により取扱います。

2. カードの利用

(1) カードは次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して返済をする場合
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して借入れをする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して借入れし、その借入れ金を振込資金として振込を依頼する場合
- ④ その他の取引をする場合

なお、法人用カードの利用は当金庫本支店、提携金庫および郵便局とします。

(2) ローンカードとキャッシュカードの一体型カードの場合、キャッシュカードについては、ぎふしんネットキャッシュカード規定により取扱います。なお、カードの誤ったご使用方法のために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

3. お借入れ

- (1) 支払機を使用して借入れする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機によるお借入れは、支払機の機種により当金庫または支払提携先が定める金額単位とし、1回あたりのお借入れは、当金庫または支払提携先が定める金額とします。なお、当金庫の1日あたりのお借入れは当金庫ホームページに掲載のとおり金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりのお借入れについて当金庫が本人から届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりのお借入れ回数について当金庫が本人から届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) カードによる窓口でのお借入れの際は、カードを提出し、当金庫所定の借入請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、窓口でお借入れの手続をします。
- (6) お借入れの際は、お借入れ金額と後記第5条の自動機利用手数料金額との合計額がお借入れ限度をこえるときは、そのお借入れはできません。

4. 随時の返済

- (1) カードにより随時にお借入れを返済することができます。
- (2) 預金機を使用して返済するときは、預金機の画面表示等の操作手順に従って預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (3) カードによる窓口での返済の際は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 貸越額全額返済の場合、当金庫本支店に限り、窓口で取扱います。カードとともに窓口係員にローン返済である旨申出てください。ただし、窓口営業時間内に限ります。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 支払機を使用して借入れする場合、および預金機を使用して返済する場合、キャッシュコーナー備え付け「ぎふしんキャッシュコーナーご利用のご案内」記載の支払機・預金機の利用に関する手数料をいただきます。（提携先自動機利用の場合は提携先が定める手数料をいただきます。）
- (2) 前項の手料は、借入れ、返済時に借入請求書なしでローン口座から自動的に貸越しのうえ、引落します。なお、提携先の手料は、当金庫から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金のローン口座からの借入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その借入れをしたローン口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. ご利用明細表

カードによる借入れ・返済の金額を記録した「ぎふしんカードローンご利用明細表」を毎年6ヵ月毎にお届けいたします。

7. 機械故障等

支払機、預金機、振込機等の故障・停電等の場合、当金庫ならびに提携先ではお取扱いを一時停止することがあります。

8. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認のうえ貸越を行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、借入れ手続きに使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人（法人用カードの場合は代表者）から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れ停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名（法人用カードの場合は法人名、代表者）、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人用カードの場合は代表者）から当金庫に届出てください。なお、氏名（法人用カードの場合は法人名、代表者）に変更があったときは、カードを返却してください。

10. カードの再発行

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、カード再発行の手続を完了した後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の再発行手数料をいただきます。

11. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは、譲渡・質入れ、または貸与することはできません。

12. カードの利用停止等

- (1) 当金庫は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、カードの利用を停止する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カードの利用を停止する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫はカードの利用停止を解除します。

13. 解約等

- (1) 普通預金口座（返済用）を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当店に返却してください。なお、貸越残高のある場合は、完済されるまで普通預金口座（返済用）の解約を延期させていただきます。
- (2) カードの改ざん、不正使用など、当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合、またはこのカードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

14. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、契約書、ぎふしんネットキャッシュカード規定および普通預金口座（返済用）の預金規定により取扱います。

15. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引限度額、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上